

答 申 書

藍住町公共下水道事業受益者負担金等審議会

平成20年 1月24日

藍住町長 石川 智能 殿

藍住町公共下水道事業受益者負担金等審議会
会 長 米 田 博

藍住町公共下水道受益者負担金及び使用料について（答申）

平成19年6月29日付藍下第191号で諮問のありましたことについて、下記のとおり答申します。

記

下水道事業は、公共用水域の水質保全に資するところが大きく、また、町民の文化的な生活を確保し、町の発展に不可欠な社会資本として整備が求められるものです。しかし、長い年月と多額の費用を要する事業でもあり、持続的かつ健全な財政運営を行うことが大切です。

下水道事業の財源としては受益者負担金や使用料が挙げられますが、これらの算定にあたり、町民の負担を考慮する一方、昨今の厳しい町の財政事情を勘案する必要があります。

このような観点から、当審議会において受益者負担金及び使用料について審議を重ねた結果、公正かつ公平な負担のあり方について、一定の結論に達しました。

今後の下水道の供用にあたって、本答申に対して十分な配慮がなされるよう望みます。

結 論

1. 受益者負担金について

- (1) 受益者負担金制度を採用することが望ましい。
- (2) 負担区は一にすることが望ましい。
- (3) 賦課方式は、単一定額方式（戸あるいは世帯に対し一律に定額を賦課する方式）が望ましい。
- (4) 下水道接続時に徴収する加入金方式とし、徴収方法については町民の負担を軽減するよう対策を講じて加入促進を図ることが望ましい。
- (5) 金額は、1戸（あるいは世帯）あたり 123,000 円～184,000 円の間で決定することが望ましい。
- (6) 社会通念上、弱者といわれる者等については減免措置を講じ、また、土地の状況や受益者の経済事情等によっては徴収猶予を講じることが必要である。

2. 下水道使用料について

- (1) 平均単価を 150 円/m³～225 円/m³の間で決定することが望ましい。
- (2) 使用料体系の設定について、事務経費の公平な負担を考慮して基本料金を設定し、また汚水量（上水道使用量）に応じて算定することを基本として、節水意識を啓発できる累進制とすることが望ましい。

検討の経過

1. 受益者負担金について

(1) 基本的考え方

藍住町において、公共下水道の計画策定時に宅地でなかったために整備予定区域外となっている土地があり、また、整備予定区域内の土地であっても計画全体が完了するまでに相当な時間がかかる。この間、浄化槽の使用人は設置費を個人で負担しており、公共下水道の受益者のみが整備費用を全く負担しないとすると、両者の間に不公平感が生じる。

公共事業により利益を受ける者が、事業費の一部を負担することがより公平であると考えられる。よって、藍住町においては、受益者負担金制度を採用することが望ましい。

(2) 負担区

藍住町は比較的平坦な地勢であり、下水道整備が困難で特に経費がかかる地域は町内に存在しないと考えられる。したがって、藍住町内において公平に負担するという観点から、公共下水道事業の全受益区域について受益者負担金を同額とするべく、負担区を一にすることが望ましい。

(3) 賦課方式

藍住町公共下水道は、分流式ではあるが、汚水のみの実施であり雨水排除は行わない。各家庭から排出される汚水の質や量は、敷地面積の大小ではなく、むしろ生活様式や人員規模による。このため、汚水処理に対する下水道の受益は、それぞれの世帯では概ね一定しているものと考えられる。

この観点から単一定額方式と面積割方式を中心に比較検討したところ、藍住町においては、戸あるいは世帯に対して一律に定額を賦課する単一定額方式が、より公平な賦課方式として住民にとって理解しやすいと考えられる(表1)。よって、単一定額方式を採用することが望ましい。

表1 単一定額方式について

<p>下水道の受益を水質改善・生活環境の向上とすると、各戸の受益は地積の大小によらず概ね一定である。 全国的に、近年に供用開始した団体で増えてきている。また、徳島県内でも採用例が多く、すでに下水道を供用している6団体のうち、5団体で実施されている。</p>
--

(4) 徴収

受益者負担金の徴収は、下水道接続時に徴収する加入金方式とし、また、徴収方法については、住民の負担を軽減するよう対策を講じることが望ましい。さらに早期接続者等に対する優遇措置など、加入促進施策についても検討が必要である。

(5) 受益者負担金の対象事業費及び単価について

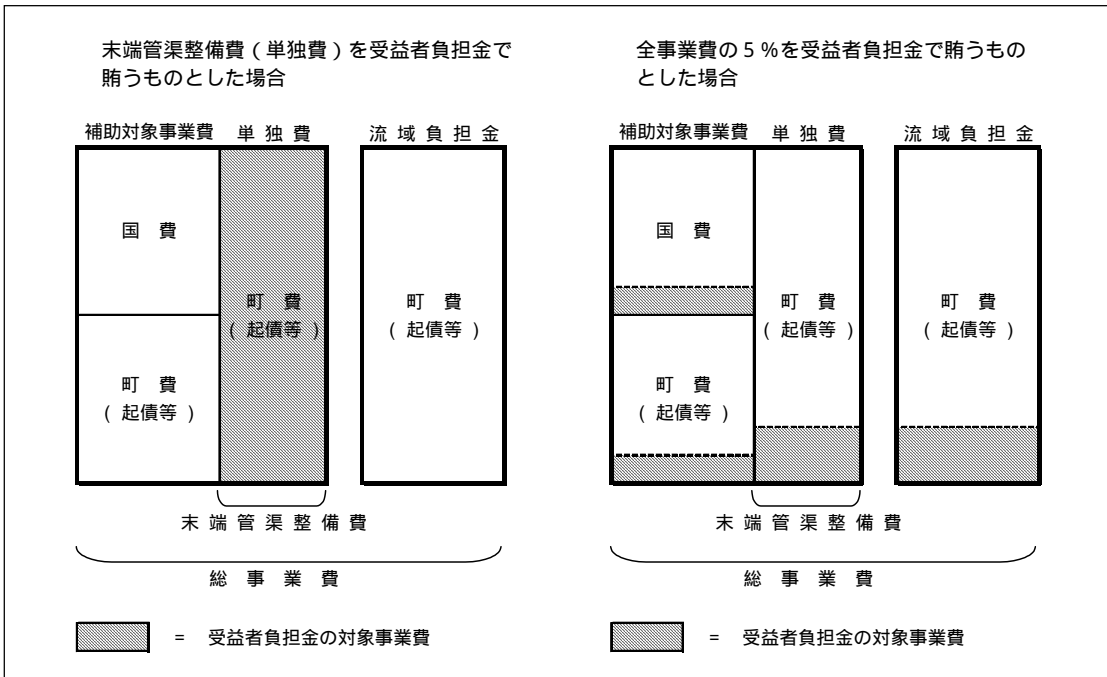
下水道事業における受益者負担金の対象とする事業費の範囲の考え方は、機能高度化に伴う事業費の高騰や経済状況の推移に応じ、時代と共に変遷している。検討にあたって参考とした考え方は、以下のとおりである(表2)。

表2 下水道事業における受益者負担金の対象事業費の範囲の考え方

「公共下水道が整備され、その受益が現実化する末端管渠の整備との関連を配慮することが必要である」(下水道財政研究委員会第3～5次提言、S48～S60)
 「全国の徴収状況も勘案して、全事業費の5%程度を徴収し事業費へ充当する」(総務省、H18)

これに藍住町公共下水道をあてはめると、
 の末端管渠整備費は、町が整備する89.6haの単独事業費の全部
 の全事業費の5%は、町が整備する89.6haの事業費の5%と、藍住町公共下水道は流域関連公共下水道であるため流域下水道建設負担金の5%の合計として受益者負担金の対象事業費を設定することとなる(図1)。

図1 藍住町公共下水道における受益者負担金の対象事業費



単一定額方式を採用するものとして試算をすすめると、それぞれ一戸(世帯)あたり123,000円、184,000円となる。

この試算結果によって、123,000円～184,000円の間で、全国水準から大きく乖離しない範囲で、町の財政事情等も考慮して受益者負担金の単価を決定することが望ましい。

(6) 減免措置及び徴収猶予について

社会通年上、弱者といわれる者に対する減免措置その他の緩和策を講じる必要がある。また、所有する土地の状況や、災害・盗難及び病気等により受益者負担金を納付することが困難な者等については、徴収猶予を講じる必要がある。

2. 下水道使用料について

(1) 使用料の水準

基本的な考え方として、使用料の対象となる汚水処理原価（汚水処理に要した費用）は、その全額を使用料で回収することが原則である。しかし、この原則によって使用料が著しく高額となる等の事情がある場合は、過渡的に、使用料で回収する汚水処理原価の範囲を限定し、使用料の水準を決定することが適当である。当然、その場合の不足分は町の一般会計から繰出金で賄うこととなるため、「住民の負担」、「一般会計からの繰出金」、「近隣市町における使用料水準」等を勘案し、総合的に判断する必要がある。今回の検討にあたって参考とした考え方は、以下のとおりである（表3）。

表3 使用料水準に関する考え方

現在の使用料単価では、汚水処理原価を回収できない事業にあっては、まずは、使用料単価を 150 円/m³ に引き上げること（総務省、H18）
交付税措置（高資本費対策）の満額要件として、前々年度の使用料単価が全国平均使用料単価の 1.5 倍以上であること（総務省、H18）。なお、による指導がなされているため、近い将来に平均使用料単価は 150 円/m³ の水準になると見込まれ、この場合の 1.5 倍は 225 円/m³ となる。

を踏まえて、使用料単価を 150 円/m³ として試算したところ、維持管理費の 40% を回収できることとなる。を踏まえて、使用料単価を 225 円/m³ として試算したところ、維持管理費の 60% を回収できることとなる。

この試算結果によると、維持管理費の 40% を回収できる 150 円/m³ と 60% を回収できる 225 円/m³ の間で、町の財政事情等も考慮して平均使用料単価を決定することが望ましい。

(2) 使用料体系

施設の利用度を反映するために利用者が排出する汚水量（＝上水道使用量）に応じて使用料を徴収することを基本とするが、基礎的な事務経費（検針、請求書作成、電算機器に要する費用）に対しては、汚水量にかかわらず一定の負担を求める必要がある。

また、下水道事業本来の目的である環境負荷の低減をより効果的なものとするために、節水意識を啓発しつつ、処理施設の負担軽減を図ることも大切である。

このような観点から、基本水量と基本料金を設定し、さらに上水道使用量に応じて単価が高くなる「累進制」を採用した使用料体系とすることが望ましい（表4）。

表4 基本使用料と累進制について

基本使用料・・・使用料のうち、汚水量にかかわらず課金される部分。汚水量がゼロでも基礎的な事務経費（検針、請求書作成、電算機器に要する費用）を確保することができる。
累進制・・・汚水量の増加に応じて、単価が高くなる使用料体系。適切な累進度の設定によって汚水排出に対する抑制効果が期待でき、資源、環境の問題解決に寄与する。